

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成27年6月8日（月）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 栗原正史（さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 仁藤佳海（さいたま地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 西村圭一（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 田村萌木（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 60代 男性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 40代 男性（以下「8番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

まず、今日お集まりいただきました皆様には、前半に、まず審理、御自分が御担当なされた事件の裁判の審理、証人の調べとか、書証の調べとか、被告人質問とか、そういう手続をやっていた審理手続についていろいろと御意見いただき、後半に、評議、その後、評議室に移って、裁判官と裁判員でみんなで話し合ったやり方、中身についていろいろとお尋ねしたいというふうに思っております。もちろん、評議の秘密にかかわるようなことはなるべく伏せていただくということでお願いいたします。その前に、これはアンケートなどがたくさん出ているんですが、裁判員制度が始まってからもう6年も経ちますけども、どうやら新聞報道とかアンケート結果の集約を見る限り、最初はどうも裁判員をやってもいいなと思っている人が少ない。嫌だなという人が多い。そういう方が、しかししようがないというんでやってくださって、やった結果どうなるかという、どうもアンケートの集約を見る限りでは、やってくださった方の9割5分はやってよかったと、こういうふうに言っている。そうすると、何で嫌なのか、やった結果何でよくなったのか、どこがどういうふうになるのかという辺りが一番最初に知りたいとこだと思うんです。どうしてこれだけ6年も経っているのにいまだに5割、50パーセント近い人が嫌だと言っていると、どこら辺が問題なんだろうかという辺り、個人的な見解でも構わないんですが、入り口としてそういう話を最初聞かせていただきたいなと思うんです。それから、立ち会いの弁護士さんも検察官も途中で何でも挟み込んで結構ですので、何かあれば、そういう前提で進めさせていただきます。1番さん、御自分どうでしたか。

1番

休みの都合、やっぱり社会に出ていると、休みの都合がまずどうなるのかなというのがちょっと上司と相談してみて、それで行けるようだったらちょっと参加してみたいという気持ちはちょっとあったんです。

司会者

そうすると、都合の関係ではちょっとなかなか大変なところあるけども、裁判員制度自体についてはそうネガティブには思っていなかった。

1 番

そうですね。

司会者

それで、やってみてどうですか。よかったですか。

1 番

やってみて、最初の自分とちょっと違ってきたのは、いろいろな状況、自分たちの事件の状況だと、自分の意見としては、やっぱりその人そのものが悪くて起きることって少ないんだなというのがあったんです。

司会者

そういうのが分かってくると。

1 番

罪を憎んで人を憎まずという言葉の内容ってこういうことなんだろうなというのが分かっていった。

司会者

それがやってよかった理由ですか。

1 番

そうです。

司会者

じゃ、済みません。2番の方、同じ質問させていただいていいですか。どうですか。最初は、裁判員裁判に対して、イメージでいいですよ。

2 番

最初通知が、何かDVDつきで届いて、最初、裁判所から来たから、いや、何だろうと思ってドキドキしちゃったんですけど、開けてみて、ああ、そういうことかと思って。

司会者

最初の入り口がよくなかったということですか。

2番

いきなり通知が来たもので、突然だった、しょうがないんですけど、それで大体自分、普段余り人がやらないようなくじをよく引くことがあるので、ああ、またこういうのが選ばれたのかみたいな気分で、じゃせっかくだから、やりたいなと思って。

司会者

そうですか。余り、ネガティブには思っていなかった。

2番

思わなかった。当たるもんじゃない。だったら、宝くじ当たってほしかったです。

司会者

それで、どうですか。やっぱりそうネガティブには思っていないけども、やってみて。

2番

楽しかったです。刑法とかって、自分が普通に生活していたら、そんな聞かないような言葉がいっぱい、そういうのがやっぱり自分が知らない、同じ日本に住んでも知らないことっていっぱいあるんで、そういうのが少しでも知られたんで、よかったなと思う。

司会者

要するに、だからめったにできないレアな経験ができたなという意味では、よかったなという感じですか。

2番

そうですね。どうせだったらやりたいという、やらずに後悔するんだったらやっ後悔じゃないんですけど、何でも一回とりあえずやってみようというほうの性格が、そういう性格なので。

司会者

御自分としてはぴったり合っていたのね。

2 番

はい。よかったです。

司会者

ありがとうございます。3 番の方も同じ質問でお尋ねします。

3 番

おととしの12月ごろに最高裁判所から通知が来ましたね。だから、私はすぐ、3月、4月辺りであるもんだと思っていた。それが来ないですよ。何にも通知も来ないし、わざわざ最高裁判所に電話して、そしたら、まだだと思えますということだったんですが、殺人事件かと思って、ちょっとびくびくして、その辺、何かもう少し連絡してあげたほうがいいんじゃないか。いきなり10月でしょう。

司会者

当初どうですか。最初は、裁判員というのはどうなんだろうという、やりたいなとか、やりたくないなというのはどうですか。

3 番

最初は、会社に言ってオーケーだったら行きたいなと思っていた。オーケーでした。それはいいんですけど、あともっと裁判官なども、法律の世界はもっと堅いものだと思っていた、あんなのは面白くないんじゃないかと思っていました。やってみたら、法廷ではきちっとやっても、戻るともうフレンドリーで、私には大変いい経験させてもらった。よかったです。

司会者

ありがとうございます。じゃ、4 番の方、同じことを。

4 番

私としては、やっぱりやってみてよかったですと思っています。

司会者

やる前はどうかですか。

4 番

何かしら役に立つことをやってみたいと思っていてまして、やってみて、よかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。やっぱりよい経験でしたですか。

4 番

経験になりましたね。勉強になりました、すごく。先ほども言ったんですけど、弁護士の方がよく動いたって、それがすごく印象に残っています。

司会者

訴訟の姿を見て、当事者の姿を見て、よかったなという。

4 番

ええ、見てですね。それに対して、被告人の犯行、憎むべきことありますから、やっぱりそれ相応の検討を皆さんされまして。以上です。

司会者

ありがとうございます。じゃ5番の方も。同じ質問です。

5 番

私は、この裁判が始まって、何事にも興味があるので、関心は持っていました。ですけども、報道というのはほんの一部だと思いますので、自分の間近なことで起きたことでも、書かれたこと、報道されたことが真逆の場合もあるわけなんで、そういう点では非常に興味を持ちました。ただ、そういう通知が来たときには、私ごときがという、一つの一抔の不安もありましたし、そうかといってその中に入らないことには自分の感覚というか、そういう生の考えは自分で出てこないと思いましたので、私としては、人には言いませんでしたけども、ある種の感激を受けました。現実何回か足を運びましたけど、その中へ入ってみなければ分からないことは個々に私なりにありましたので、非常にその点では得るところもありましたし、自分の

思い違いもあったというようにいろいろなことがありましたので、かなり普段は物事を思い詰めて考えることではなかったんですけども、そういう一人の方の一生を決めるというようなことがあるので、自分なりにかなりそういう点では終わるまで疲れました。そんなことが。

司会者

でも、やってみてよかったなというふうにはお感じですか。

5番

これは、もう最初から私はよかったと思いますし、ただ私は、先ほど言いましたように、入るまでは報道から見ていましたし、そういうことで、こういうのが自分もできるのかなということ、それで行ったら、年代層も幅があるし、普段接せられない方のお話も聞けるし、非常にそういうことで私としては満足しています。

司会者

ありがとうございました。同じ質問で、6番の方。

6番

私は、裁判員裁判やってもいいなというふうに思っていました。だけれども、確率論からいったら当たることはないだろうと思っていたんですけど、そしたら、あれよあれよという間に当たりました。したがって、一生懸命やろうかなとは思っていません。結果として、やってよかったと思います。その理由は、裁判の評議の部分を経験できたということと、あともう一つ、裁判官の方々や、あと書記官の方、そういうような方々と非常に身近に話をすることができた。それがすごく印象に残っています。なぜそれが印象に残っているかというと、県内のほかの裁判所で刑事事件を、勉強のために半年近くずっと傍聴を続けていたんですけども、傍聴席とそうでない席との落差というのを非常に感じたのがこの経験でした。よかったんですけども、2回目を僕はやるべきではないというふうに思いました。

司会者

それはなぜ。

6番

理由は、1つは、もう私団塊の世代の人間ですので、感情のコントロールができなくなっている。涙もろくなっちゃっている。だから、感情移入が多くなりますね。あとは、やっぱりもう記憶力の減退があるんで、先ほどのような結論になりました。以上です。

司会者

ありがとうございます。続けて、7番の方、いかがですか。

7番

私の場合は、通知が来て、選ばれたと、その中からまた何日かたってから連絡するということだったんですけど、それで連絡をもらいまして、こちらに来ました。そして、この中から今度はくじ引きだと。コンピューターではじき出すと。外れるだろうと思っていたところがたまたま名前呼ばれたんで、たまげたんですけど、初めやじ馬根性でしたが、来たのが、正直言って。それで、年も年なんですから、会社に言ったら、行ってくればというんで、ああ、そうだね、じゃ経験してこようかというつもりで来ましたけど、大変皆さんが真面目にやっているんで、中途半端な考えじゃいけないということで、お話を聞いたり、裁判員さんの話を聞いたりなんかして、大変よかったと思います、私は。大変身に詰まるようなこともありましたけど、人が人を殺す、人を死なす、そういうことの判断というのがものすごく難しいなということを実感しました。私は、よかったと思います。

司会者

ありがとうございます。じゃ最後に、8番の方。

8番

休みの調整つけば行っていいかなと思いました。やった結果というのは、よかったですけども、人を裁くことというのはやっぱり大変難しいなど。悪いのは分かるんだけど、どれが妥当なのかというのをやっぱり決めるのは大変だった。裁判員裁判制度が何で広まらないというか、いって広まらないのか。守秘義務で、裁判

官というか、裁判員制度でやったことを話しちゃいけない、何か、というようなやっぱりイメージがあるので、終わった後とかにやっぱり余り家族とか知り合いとかでも話せない。だから、実際こうなんだよとか、日当も出るんだよとか、そんな話も何かしづらいというか、余り話す機会がないから、宣伝ができない、要は。ロコミがしづらい。だからじゃないかなと思うんです。何かすごく堅いイメージだけがあって、実際は日当も出る、結構いい経験させてもらえるのに、やっぱり堅いイメージだけが先行しているんじゃないかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。大体伺うと、多くの方、5割は嫌だったとアンケート結果出ているけど、ここに積極的にこうやっておいでいただく方は皆、それはそんなネガティブに思っていたらここに来ないなと思うので、そういう意味では母体がそもそもそういういい方ばかりおいでいただいているからなのかもしれませんが、それにしても皆さん最初からそんなネガティブに思っていないと。それはそれとして、やってみてよかったという方がほとんどだということになるということですかね。それで、最後、8番の方がおっしゃるように、どうしてそれがいい方向で広まっていかないかという、せっかくいい体験をされた方の体験談が外へ広がっていないんだという辺りが原因なんじゃないかということですかね。皆さんがもしその中身をばあっと話していただいたら、それを聞いた人はもうちょっといい方向に認識が変わる可能性が高いと、こういうことですよ。ありがとうございます。非常に示唆に富むいい話をいただきました。どうぞ、3番の方。

3番

裁判員になったということはしゃべっていいんでしょう。

司会者

ええ、いいんです。

3番

その内容をしゃべらなきゃ。

司会者

そうですね。

3番

みんなこれだけのいっぱい、6年間でしょう。みんなしゃべれば、安心してみんな参加すると思います。

司会者

おっしゃるとおりだと思います。ただ守秘義務との関係で、どこまでしゃべるかの判断が難しいという辺りが広まるネックになっているんじゃないかと、こういう御意見ですよね。ありがとうございます。それじゃ、早速審理の中身に入っていきますが、裁判ですから、当然何かを決めるという話ですので、ここを決めるんだという話が事前にあって、そののところが皆さんに決める場所があって、それについてどういう判断をするかという材料を差し上げるのが審理だと思うんです。ある証拠調べでもやるときに、そもそもどういうことが争いになっているのかというのは最初からインフォメーションがあったかどうかというのはどうですか。誰から説明を受けていて、この事件はここが争点ですよと、こういうところを判断していただくんですというのがよく分かっていたのかどうかという辺りはどうでしょうか。どなたでも結構です。どうぞ、4番の方。

4番

公務執行妨害というのを自分たちの場合は含まれてやっていたんですよね。それが一番重いと自分なりには思ったんですけど、果たしてそれを裁判長はどこまで分かっていたのか。要するに仮死状態になるような、下手すれば殺人未遂と同じような行為を行っているんですよね。その辺のことを重点的に考えました。自分としては。

司会者

その事件では何が争いだったという話は。一番の、争う点。

4番

一番の争いは、ひったくりとか暴行傷害ですね。

司会者

それで、決めるのは何を決めるんだという話をされていませんか。

4 番

そのときは、あくまでも和解に、公務員の方1人と、1人の被害者以外は和解が成立されていますから、その辺でどういうふうな判決を下そうかという。

司会者

量刑ですね。どの辺りの刑にするかという辺り、判断の材料。どうですか。ほかの方で。1番の方、どんな辺りが争点だったというのは、どの辺りで説明があって、どういうことで分かっていたかどうかなんですけど。

1 番

争点になったのは暴行の態様ということですね。

司会者

そうですね。どこら辺でどういう説明があったというのは。

1 番

最初に評議室に集まったときに、争点の内容はこうですよという説明は裁判官の方からあった。

司会者

それは、審理が終わってから、評議に入ってからですか。

1 番

評議に入ってから。

司会者

審理中は、何かそういう話は出ないですか。

1 番

審理中も、その暴行の態様についてはさまざまな意見が交換されていまして、結局・・・。

司会者

そういうやりとりしていますよね。

1 番

ええ。証拠というか、証人の先生が法廷に来ていただいて、被告人が言っている内容と、それから先生方の証言とこれだけ違うよというところが争点でした。

司会者

そうすると、審理の最中にいろんな証拠を見るときに、ここが争点で、それについての証拠調べだということはよく分かっておられたということですね。

1 番

そうですね。皆さんよく分かっていたので、証拠の、証人に来てくださった先生方の話もちよっと伺いやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。5 番の方にちょっとお尋ね。どうですか。

5 番

テーマ、テーマで、私の記憶では、進行と同時進行で必要なことを、小刻みに休憩をとったりして、個々に説明していましたから、一つ一つ理解した上では臨むことができました。

司会者

強制わいせつの犯人性が争点だったと思うんですけど、やっぱり審理の途中で分かって聞いていただいていた。

5 番

分かっていましたし、今回私どもは特殊なケースだと思うんですけども、いわゆる被害者も同席していない、それからもう一人の方も証言拒否ということで言葉を発することが終始なかったわけなんで、その点では非常にそのことを含めて、解釈するときは悩みましたけども、それ以外では特別、理解して話は理解、私はできました。

司会者

ありがとうございます。8番の方、やっぱり争点は何だったというのは御記憶ですか。

8番

被告が有罪を認めていたので、じゃどれぐらいの量刑かというところが争点だった。

司会者

そうですね。そのときポイントとしては何か、要するに猶予にするのかしないのかという辺りがもう相当煮詰まって、そこまで話をしていたんじゃないですか。

8番

いや、そうでもなくて。

司会者

そうでもないですか。

8番

うん。初めは多分個々人差があったと思うんですが、資料を見ていくと、猶予つきの方がいいのかなとか、ただそれはどんどん話というか、審理をしていく中で、最後変わっていった。

司会者

分かりました。ありがとうございました。ほとんどの方は、証拠調べ、審理で証拠調べしている、証人の話聞くとか、書証を朗読してもらうときは、これは何のための証拠調べなのかということは分かって聞いているということによろしいわけですかね。それで、じゃ例えば簡単に言うと、何か証拠調べしているときは、このことで何が分かるのかなというようなことも当然分かっているという話になりますかね。そういうことになりますかね。どうぞ。

3番

最初みんなで集まりますよね。そこでくじ引きになります。6人、8人へとなり

ます。すぐ入りますよね，法廷に。我々のとき。すぐ証拠何とかで，あれは速過ぎるような，準備がね。ある程度の事件の内容は教わりましたんだけども，もう少し我々としては何時間か置いて，ちょっとゆっくり法廷に。いきなり連れていかれて，テレビに写真見せられて。

司会者

スピードが速過ぎるという感じですか。

3番

その日はね。

司会者

その間が空かないうちに。

3番

当日に全部やるでしょう。びっくりしました。

司会者

ばあっとやられちゃうと。そうすると，そこはまだ工夫が必要だなという御意見ですか。

3番

はい。

司会者

ありがとうございました。

弁護士

弁護士会から来ました弁護士の田村といいます。今3番の方が，すぐに法廷に行っちゃって，なかなか気持ちの準備というか，全く事件のことのみ込めない・・・。

3番

ああいう法廷を始めているんですから，びっくりしますよね。ああ，テレビとか映画と同じだと。

弁護士

皆さんの中で同じように感じられた方っていらっしゃいますか。

司会者

それじゃ、順番にいきますか。じゃまず、6番の方。

6番

私は、全部の審理を通じて感じたのが、個々のやっていることは理解はできたんですけども、全体として流れは、被告人尋問までが、冒頭陳述から被告人尋問までが、朝の10時から始まって、16時で終わる、この手続、1個1個は分かるんですけども、全体として、ここで何を聞いておかなければならないかというのが分からない。もちろん質問はしたんですけども、きちんとした質問の仕方ができなかった。だから、家に帰って寝ながら考えた。翌日聞こうと思ったらもう聞けないですね。だから、この手続、やっぱり僕ぐらいになってくると、一晩ゆっくり考えたい。以上です。

司会者

ありがとうございます。なるほどね。それは、だから多分3番さんおっしゃっているように、余裕がないんです。短い期間で、全てやるから。こっちとしては、弁明させていただくと、なるべく御負担が減るように、短い期間で終わらせようと一生懸命やっているんですけど、逆にそういうのというのは分かりにくくなるよという御意見になるんですかね。

6番

はい。

司会者

2番の方、手挙げていただいたですね。

2番

確かここにくじ引き引くときに、こんな事件があったんだよって多分ざっくりとして、こういう事件で、嫌な人は何か、やっぱりやめますとか書いて。残った人で。

それで選ばれて、選ばれた何人さんは、じゃ向こう行ってくださいと言われて、結構確かに早目に、じゃ早速これからみたいな。

司会者

そうですね。

2番

もう少し、ここのこういうことを決めたいんだとか、心の準備は確かにできていないとこなんです。何か本当に紙さっきばって回されて、くじ引きなんだから、さあ、じゃやろうと言われても、もう少し集まって、それでこういう流れが簡単にあったんだよって、ふわっと説明していただければ、ああ、じゃここを聞きたいなとかも、ここを注意して見なきゃいけないんだなとかもちよっとは身構えられるんですけど、さあ、やろうと言われてもちよっとという。

司会者

全く6番さんおっしゃるのと同じで、短い時間でやればいいやと思っていると、そうでもないよと、もうちょっとソフトランディングすると。

2番

そうなんです。

司会者

ぱんぱんとやるんじゃないくて、少しずつ分かるようにしてくれということですかね。

2番

はい。

司会者

何かありますか。

3番

我々の事件は、共犯の強盗傷害だったんです。私は、これは1人の被告人に対するやつだと思っていたから、結局誰が主犯格というやつでちよっと戻ってきて、い

ろいろとしゃべって、誰が、包丁を誰が買いに行ったとか、上下関係とか、法廷の中で全然分かんないんです。帰ってきて、あの数人は中学校の悪仲間でどうのこうのって、大体分かってきて、1人はもう捕まっている、覚醒剤だとか、大体分かってきたんですけども、あの場だけではもう。

司会者

分かりにくい。

3番

1人だけ連れてこられて。

司会者

そうすると、今のお話総合すると、結局本来であれば法廷で見て、聞いて、分かるようにやろうというふうに当事者は準備しているんだけど、そうっていない。検察官おられますけども、検察官分かるように立証しなきゃだめじゃんという話ですよね。裁判所がどうこうというより、分からなきゃ、本当は検察官の立証なんだからって、そういう話もしましたよね。検察官が立証責任を負っていて、皆さんに分かるように話をするはずでしょう。聞いていれば争点が分かって、どこが判断で、どういうふうにすれば分かるんだということは前提で聞いていると。やってみただけど、余りよく分からなかったねという感じですかね。それで、その分からない部分は評議に戻って裁判官から説明を聞いて初めてよく分かった。こんなになっちゃう。

裁判官

手続の話もあれなんですけど、決まって、選ばれて、すぐに入っちゃうというのが結構心の準備がというふうにおっしゃられていたんですけど、どうなんですか。選任、裁判員に選ばれて、その日は、これからこういうふうな進行、こういう事件についてこういう進行していくんですよくらいの説明で終わって、翌日から審理が始まるみたいなほうがいいんですか。そこは余り関係ないんですか。どうなんですよ。

4番

そのほうがいいと思います。

司会者

そのほうが余裕がある。こっちは、皆さんに余裕でやっていただくと、一日でも短くしたほうがいいんじゃないかというんで、もうその日午後はお帰りいただくより、そこから詰めていけば少しでも減ると、会社休む時間が減るといふふうに思っ
てやっているんですけど、必ずしもそれがいいというふうなわけじゃないということ
ですか。

6 番

これは、ちょっと邪推かもしれませんが、論点整理というのを十分にやっ
た上で法廷だと書いてある。現実にもそういうふうな形なんですけど、論点整理を
するのは検事の方と弁護士の方。

司会者

そうです。

6 番

裁判所は、関与・・・。

司会者

関与しています。

6 番

そうしますと、僕感じたのは、これ子供に対する暴行行為から、結果として死ん
だわけですね。

司会者

そうですね。

6 番

傷害致死で。そうすると、検察官の方も、こういう行為の態様で、こういうふう
にやったんだというふうに明確に主張されているし、それだけの、僕に言わせれば
それだけの、何ていうんですか、一番最初に検事の方が法廷でお話しするのね。

弁護士

冒頭陳述ですね。

6 番

冒頭陳述。弁護士の方もそれに、要は出来レースという感じがするのね。暴行によって、もう被害者でない、加害者もそれ認めているわけですよ。犯人が。犯人が認めて、法曹の3者が事前に話し合っ、この線だというふうに結果的加重犯で認めているから、そういうふうな、僕はちょっとあれは安易だったんじゃないのになって、そういう思いがあります。

司会者

もともと御担当いただいた事件は、自白事件で、量刑だけを問題にするというふうに争点整理してあったので、だから中身について争いが無いので、だから初めておいでになられて聞いたときには出来レースに思えると。もうそこは争わないので、一々細かい立証合戦をやらないということになっちゃっているわけですね。そこがやっぱり違和感がある。

6 番

はい。何で僕がそこをしつこく言ったかという、結局この判決文なんかでもそうなんだけれども、通常言葉では実現できないような内容までも含む説明なんですよ。だから、僕はそれしつこく心で悩んだわけ。それは、今でも悩んでいますよね。あんな態度で、自分自身がよかったんだろうかというふうに思いますよね。

司会者

整理してあっても、その部分にやっぱりどうしても疑問が残っちゃうということがあり得るんだということですね。そこは、だからその説明が難しいのかもしれないですね。そうすると、そういうのを含めて、結局立証側、反証側で皆さんに説明が不十分だということですか。

6 番

そうじゃないんです。僕がおかしいなって感じたのは一晩寝てからなんです。寝

ながら考えた。だから、手続的にはもう終わっちゃっているんです、質問の時期が。だから、心残りなんですね。あのときもっと自分がしっかり考えて、聞くべきだったんじゃないか。だから、逆に言えば速過ぎる、出来レースというふうなイメージが。言葉としてはちょっと不適切なんですけども、そういう感じがする。

司会者

ありがとうございます。

裁判官

もう少し合間、合間にしっかり自分で考える時間があったらよかったですかね。

6番

そうそう。

司会者

やっぱり余裕がないとだめなんですかね。

6番

寝ながら考える。風呂に入りながら考える。

司会者

ありがとうございます。

弁護士

6番さんは、1日で審理が全部終わっちゃっているんですか、実質的に。

6番

冒頭陳述から被告人尋問までが1日です。

司会者

実質審理はそういうことですね。

弁護士

翌日は、被告人はいるけど、ほかの方はいないというような状態ですかね。

司会者

それじゃ、話をちょっと変えて、今度証人尋問含めていろんな証拠の調べのやり

方について御意見があるかどうかお尋ねしたいんです。書証というのを検察官が読み上げるといのがあったと思うんです。証拠書面を読み上げる。そのほかにも、証人に来ていただいて、話を尋問で聞いていくという、いろんな証拠調べがあるかと思うんですけども、どうでしょうか。その辺りについて何か御意見ないですか。証拠を読んでいるのを聞いてよく分かりましたか。尋問聞いているのとどういふふうに違いますか。どうですか。2番の方、どうぞ。

2番

僕らのときは、たまたまグループでやった犯行の裁判だったんで、グループが全員捕まっているんで、共犯者が来て証人尋問というのがあったんですけど、聞けるタイミングがないというか、そういえばここ、この人はこう言っているけど、例えばこの人は何か意見が違うとか、後で気になったことってもう聞けないよみたいな感じで、証人に来た人はすぐ帰っちゃったんで、終わってから、ああ、そういえば、この人にはこういう意見があるのかなとか、聞けなかったなと思って、もう一回聞ける場というか、証人がやりとり、検察がやりとりしているのを僕らが聞いた後、もう一回聞けるタイミングが欲しかった。2人来っちゃったんで、僕らのときって。3人でやったんで。あれっ、この人言っていること違うぞみたいな感じになったときに、じゃもう一回聞かせてくれないかなというのがちょっと欲しかったです。

司会者

そういうことはあるのかもしれない。

2番

はい。

司会者

分かりました。あと、どうですか。

7番

私たちが関わったのが密室的な殺人というわけではないんでしょうけど、両親、お子さんとお母さんしかいないわけですよ。その後の証拠というのは、言葉でし

かできないわけじゃないですか。裁判の弁護士さんと話するでしょうけど、そう
なっても、お母さんの言うとおりにしかできないじゃないですか。その証拠というの
は確実には出ないんじゃないですか。お母さんが胸を突いたということ、私ら考え
たのは、あの高さだと頭へ行くんじゃないかというようなこともあったんです。ど
こをどういうふうについたかも分からない。その証拠というのはないわけですよ。
実際には見れていないわけですから。そういうのをどういうふうに立証するのか。
手形が残っているとか、司法解剖というんですか、そうすれば分かるんでしょうけ
ど、そういう説明もなかったですよ。そういうのも私は一つは疑問にありました。
以上です。

司会者

そうなんですよ。検察官も全部が全部見て、神様みたいに見ていた証拠が全部
残った、ある証拠で勝負しなきゃいけないところはあるので、そこは確かに検察官
にも限界があるという、それはそういうことあるかなと思います。じゃ、大体そう
いうお話しいただいたので、証拠調べの方法としてはそんなところですかね。証拠調
べをやっていて、この証人何のために聞いているのとか、この証拠は何のためにあ
るのとか、不思議だなと、こんなものどういうふうに役立つのというような、要す
るに立証が何のためにやっているのかよく分からないなど、不要だなとか、不適切
だなと、そういうのを感じたことありますか。そうでもないですか。これは必要十
分なものを行っているなという印象ですか。余計なものがあったなということでは
ないですか。そこは、じゃいいんですかね。よくあるのが、証人3人も聞くと、何
で3人を聞くのと。2人とか1人で足りたじゃないというわけでもない。ちゃんと
3人別々のことを聞いて、それぞれ役に立つ証拠だったと、重複はないということ。
2番の方、うなずいていられる。そういうことですね。

2番

そうです。役割というわけじゃないですけど、僕はこうでした、検察は、要は3
人グループで行ったときに、この人はこういうことをしていましたというのを、一

人一人呼んだとき、あなたこうだったんですよねみたいな、私はこういう役割でしたみたいな、本人も言っていたんで、流れが整理できたんで。

司会者

ちゃんとできていたということですかね。

2番

はい。

司会者

無駄な立証はなかったんだと思う。

2番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。最後に、それでは冒頭陳述というのを検察官最初やりますよね。審理の最初に。あと、最後に論告というのをやりますね。弁護人のほうも冒頭陳述をやるし、最後に弁論というのをやりますけども、これ聞いていて、どうですか。メモも出てきたんですよね、紙が。その印象なんかどうですか。分かりやすいものだったとか、分かりにくいものだったとか、何か御意見ないですか。印象論で結構ですが。どうぞ。

1番

自分たちの裁判のときには、最初の冒頭陳述、検察側の冒頭陳述、女性の検事さんがやってくださったと思うんですけど、非常に声が小さくて、かなり聞き取りづらかったんで、評議室に戻ってから裁判長が私のほうから注意しましょうということで、注意していただいて、次、男性の検事さんとチェンジになったというのはあるんです。確かに自分も聞いていて、一番向こうの席が検事さんだったので、ほとんど聞こえないでしたね。それと、弁論の内容、最終弁論とかの内容なんですけれども、検察の方のほうがとても緻密過ぎているのに関して、弁護士側は余りちょっとあっさりし過ぎているような感じでした。検察の証拠調べのときに、もうほとんど

ど証人に対して質問がなかったし、この弁護士さんたちはこの人を弁護するつもりがあるのかなと自分では思うぐらいですよ。だから、どっちかという、検察の方が物すごく活発に動いていて、そういったものもちょっと評議室では出たんですけども、やっぱり検察のほうは組織力というのがあって、弁護士はどちらかという個人業だから、そういう差も出てくるんじゃないかな的な話は出たんですけど、そのぐらいやっぱり皆、自分たちのときには印象として、もうちょっと弁護側が反証していただかないと、どうもその証拠自体についてもちょっとこれは用意した証拠が怪しいんじゃないかというところもなかなか見えにくくなってくる場所があるんですよ。一方的に信じさせられているようなところも若干あったんじゃないかと思いますが。

司会者

今の話は、1点は、聞いていて分からないような声で言われたって困ると。これは、検察官に限らず、弁護士も、誰でも同じことです。だから、聞こえるようにちゃんとやれと、これはもうどなたに対しても言える話だ。あともう一点、弁護士さんのほうで、訴訟活動に熱心さがとおっしゃる、これは個別の事案で、どういう戦略だったのかがありますので、一概には必ずしも言えないと思いますけども、それにしてもそういう印象を持たれたということですか。

1番

はい。

司会者

ありがとうございます。どうですか。分かりやすさとか。声の話は、そうですね。私も聞いていて、年とっていきますので、聞こえないことがよくあるんですよ。そういうときは、聞こえませんと言うんですけど。だから、そういうことがもしあれば、何か感想などありますか。特にないですか。どうぞ。

3番

その共犯グループの、誰があれしても悪い数人なんですよ。そうすると、被告

人も、刑を、俺はこういう事情があって、金が欲しくてやったんだということも言わない。ただ金が欲しくてやったんだ。全員、酌量してくれという態度がない。だから、弁護士は守る、何もないんですよね。俺が感じたのは。だから、全然もう検察だけの一方的なやつで、普通なら有罪とか無罪でやる。何もないですよね。ほとんど全部有罪で、あとは何年と決めるだけの。全然迫力は弁護士はなかったですよね。

司会者

ありがとうございます。2番さん、3番さんは同じ事件で、この事件については事実について争いがなくて、量刑だけを争うということだったので、そういう意味では争いようがちょっと違いますので、だからあと量刑に力が入るといのはやむを得ないところもあるのかなと思いますけど、それにしても迫力が足らんと、こういう話ですかね。

3番

検察はすごかったです。あと、被害者の弁護士で、頼まれた方も。

司会者

被害者参加ですね。

3番

国で選んだ人たちはみんな。

司会者

それはちょっと分かりませんが、いずれ印象としては、そういうふうに迫力とかなんとかというのも違ってきちゃうようなことがあるんですかね。ありがとうございます。ありますか。どうですか。審理については何かありますか。

弁護士

冒頭陳述とか、弁論であるとか、ペーパー、紙なんかを配られたかなと思うんですが、まず冒頭陳述の紙、そういったものって後から見返したりというようなことはされたんですか。

司会者

それは、後からというのは、評議に行ってから。

弁護士

配られて、多分話聞いて、持って帰って、評議でずっと、これから先、話をずっと聞いていくというようなことになったと思うんですけども、何かの折に触れてそれ見ていただいたりとかというようなこともあったんですか。余りもう、最初もらったけど、その後使わなかったよという感じなのか、その辺りはどうですか。

司会者

どうですか。

1 番

評議の最中、ずっとここに検察側と弁護側両方ありました。ずっと。

弁護士

参照しながら評議されていたというようなことですか。

1 番

はい。

弁護士

これは、弁護側がつくっている書類とかというのももう個別の事件で全然違いますので、何とも言えないんですが、見ていて、ちょっとこれ読みにくいなとか、こういうことをもう少し気をつけてくれればよかったのになとかというのはありましたか。

1 番

書類自体にそういった不備な点とかというのはなかったと思うんですけども、主張の内容が、一番最初に書かれている主張の内容が、自分たちの事件の場合は、これは偶発的な事故であって、故意性のないものであったという主張であったにもかかわらず、そこら辺の反証みたいなものが一切なかったですね。

弁護士

何か表題だけ立派で、中身がないような。

1 番

そうですね。医師の方が来て、証言に立たれているのであるから、自分たちがもし偶発的な事故だと思いうのであれば、自然科学の世界には100がないんだから、これは、先生、100パーセントそうとは言い切れないですよという主張ぐらいはしていただいてもよかったんじゃないかと思いうんですけれども、それすらなかったので、じゃこの一番最初の偶発的な事故というのはどこから出てきたのかなというのが自分の頭の中にはずっとありました。

弁護士

ありがとうございます。非常に分かりやすかったです。ありがとうございます。

司会者

検察官、何かございますか。

検察官

1番さんの事件で、冒頭陳述、論告ですかね、詳しい、緻密だったということなんですけれども、これ弁論との対比でということでしょうか、それともやっぱり検察官の論告の内容自体がちょっと細か過ぎたんじゃないかという印象を持たれましたか。

1 番

細かいというふうには思いませんでしたけれども、暴行の態様について検察側が用意された証拠というのが非常に流れがよかったんです。最初の先生が、これは虐待によって生じた受傷の傷であるということを証言されて、その次の先生が、じゃその虐待はどんなふうにして起こったのかというのが説明されていたんです。それは、虐待以外のことではちょっと起こり得ないんですよということを第3番目に来られた教授の方が説明されていて、とんとんとと流れが非常によかったんで、ちょっと被告人の主張とは全然違ってきているなというのが分かりやすかったです。

検察官

一応その立証の流れがあったので、論告はかなり細かく書いていますけれども、理解はできたという。

1 番

理解はできましたね。何をどう主張したいのか、検察側が、被告人、あなたが言っていることとこんなに違いますよというところは、その証人のところと説明と、それから検察官の説明でちょっと理解は深まっていったと思います。

検察官

ちょっと長くなって申しわけありません。6番、7番さんのちょっと密室でという話があって、そういう事件だから、かなり検察官、この事件では緻密な科学的な立証も重視して、被告人の捜査段階の供述もあるし、妻の目撃供述もあるけれども、科学的なものも立証していると、かなり重厚な立証活動になっているんですけど、それで理解ができたということであれば、よかったかなというのを感じて、質問させていただきました。

司会者

どうもありがとうございます。じゃ、時間も関係ありますので、今度は評議のほうに入りたいんですが、最後にちょっと審理の中で1個だけ、人が死んだ事件とか、そういうときに写真が証拠に使われることがあるんですけど、皆さんはどうお考えだったかということと、そういうのがどんな証拠でこういうのが出たって、これは問題だなとか、こういうのもっとあっていいんじゃないかとか、そういういわば残酷なシーンといいますか、そういうものの写真の取り扱いが非常に今言われているところなんですけど、どうですか。何か個人的な御意見でもいいし、自分の御経験でもいいです。どうぞ。7番の方は、亡くなっている事件ですよ。

7 番

はい。この間も新聞に出ていました。それで、読んで、やはり写真とかなんとかより、それまでの経緯をはっきり説明させたほうがいいんじゃないかなと思います。

司会者

写真は必要ない。

7番

いや、必要ないというより、見たい人は見るし、見られない人もいるわけです。

司会者

そうすると、そういう写真というのは、見てもいいという人がいる以上は、出したほうがいいですか。

7番

出してもいいんじゃないですかね、それは。

司会者

そうすると、見た人と見ない人が分かれちゃいますけど。

7番

だから、それを、その経緯をはっきりさせてやるということですよ。その経緯というか、刺したその傷とかなんとかを口でも説明できると思うんです。だから、それををはっきりさせてやれば、納得する。それ血のついたを見たり、そういうのをできない人もいます。だから、そういう言葉でも説明できると思うんです。

司会者

どうですか。同じ質問なんですけど、そういう写真についてどういう御意見ですか。ここに集まっていたいでいる、男性ばかりで、皆さん屈強な感じする人ばかりだから、少々のごことはいいよという感じがしますが、どうですか。何か御意見ありますか。

2番

僕らのとき、試しにそういう、そういう事件じゃなかった、僕らは強盗だったんで、ちょっとバールで殴られたみたいな話はあったんですけど。

司会者

それも厳しい写真ですよ。

2番

ただ、写真は全然なくて、怪我しましたという報告だけだったんで、てっきり僕らはそのバールが出てくるのかなとドキドキしていた。別にもう殴ったって分かっているから、出さないみたいな話で、無理にそういう気分を悪くするような写真はもう結果が分かっているから、なかったんです。本当に絶対に必要なときには出したほうがいいんでしょうけど、もう殴られましたで分かっているんだったら出す必要はないんじゃないかとか。別にそんなに、例えば人が死んじゃって、ここで死んでいましたみたいな写真、血が何か畳に広がっている写真見せられても、結果だけ見せられてもちょっとというのはあるんですよね。

司会者

それこそ、お話があったように、口で説明すれば分かるよと。

2番

はい。絵じゃないんですけど、パソコンで例えばつくって、こんな感じだったよとか……。

司会者

手書きでもいいんじゃないかと。

2番

人形が倒れても……。

司会者

図でもいいと。

2番

はい。別に本物じゃなくていいんじゃないかというのは思います。

司会者

ほかはどうですか、何か。どうぞ。

4番

今の意見なんですけど、写真にモザイクをかけてもでも仕方ないと思うんですよね。やっぱり裁判員やるからには、当たっても仕方ないと思うんです。死体の写真

を見ても。自分的にはそういうふうに思います。

司会者

いろんな御意見ありがとうございます。どうぞ。

3番

私もそう思います。全員が選ばれるわけじゃないんですから、来て、当然裁判員なら殺人事件を扱うかも分かんないんだから、そういうのが嫌な人は断ればいいんだし。だから、やっぱり人のあれを裁くときに、これは見たくないとか、そういう裁判じゃあとと思います。出していいと思います。

司会者

ここは、やっぱり分かれるところなのかもしれませんね。いまだに決着がついていなくて、いろんなところで試行錯誤してやっていますけども、1つはやっぱり必要なんじゃないかという御意見、そこはなくたって説明さえあれば分かるはずだというような御意見、やっぱり結局は分かれるんですね。ありがとうございます。それでは、今度評議の中身に入りますが、評議の中身について、どうでしょうか。そもそも話しやすい感じだったかどうかというの辺りからどうか、どうですか。評議の中で自分で意見が言えましたか。言いやすい感じでしたか。

4番

話しやすい感じ。

司会者

それはどうして。

4番

話し合いはちゃんとできました。何番さん、何番さん。

司会者

一人一人ね。

4番

ええ。

司会者

ほかの裁判員の方はどうでしたか。御自分は言えたけど、ほかには、ほかの裁判員の方は意見は言えていましたか。みんな言えていた。4番の方ですね。

4番

言わない方も最後にはちゃんと話をされていました。

司会者

途中までは黙っている方もおられるけど。

4番

ええ、なかなかしゃべれない方も。

司会者

だんだん時間が経つにつれ、みんながちゃんと馴染んで、みんなしゃべっていると、そういう感じですか。

4番

必要なことは話されていました。

司会者

皆さんも大体そんな感じですか。5番さんどうでしたか、評議は。

5番

私ども一人一人、一言二言はみんな言っていたと思いますね。その一言一言でやっぱり微妙にニュアンスは違いますけども、行き着くところは同じだということで、ある程度大勢で評議が決まったという経過がありました。

司会者

一番気になっているところは、裁判官が3人含まれていますので、この人たちの意見というのは皆さんを引きずったり引っ張ったりすることがあったかどうかというのはどういうふうに感じますか。どうぞ。5番の方。

5番

私のときは、ほかのケースがどうなのか知りませんが、ベテラン、中堅、若

手という年代も違うし、経験も違う方で、私も全部言ったことを復習して、覚えて帰るようにしていましたけども、一方に固まるということはなかったので、それぞれの意見のそれぞれ自分で共鳴するところを反映して、自分の意見としました。

司会者

ほかいかがですか。裁判官と裁判員の関係、裁判員同士の関係、いろいろとあると思うんですけども。

3番

最後の相談に入ったときに、今までの判例というんですか、あそこにはあつと出て。

司会者

表を見ていただきますね。

3番

決めました。非常に、だからもう和やかかって、判決決めるのに和やかじゃおかしいんですけど、みんなで意見言い合って、非常にいい状態でした。

司会者

評議の中で言い合いになったり、違うという意見が出たり、そういうのありますか。つまり人が言っていることについて反論をするという部分はあるのかどうか。要するに誰かが言ったらみんながそれで、そうだ、そうだってなっちゃうのか、誰かが言ったら、そうじゃないというちゃんと反論ができていて、例えば一番大事なのは裁判官が言ったって反論が出るかどうかですよ。何か裁判官言った途端にみんながそうだというんだったら評議してもしようがないと思うんですけど、どうですか。評議の中身の実際のところ。

8番

多分、死んだ人もいないし、比較的ここの中では軽かったのかなというのもあって、裁判員の、裁判官ですか、裁判官は自分の意見は言うんですけども、投げかけなんです。だから、結構誘導するというか、みんなで決めてくださいというのが1

つ。それから、シンプルだったんで、もう量刑だけを決めるという裁判で、みんなそれが認知しているせいか、1か月だとか数か月の差はある。それに対して、何で私はという根拠をみんな話し合っていたんで、僕が参加したのは随分意見が、議論というか、活発だったなという。

司会者

ありがとうございました。何か、どうですか。やってみて、ここは変だなというようなところはないですか。そうでもないですか。みんなよかったですか。

4番

おかしいという点はなかったですね。

司会者

ないですか。

4番

やっぱり銘々の意見を出し合って。

司会者

いろいろと意見が分かれたという。

4番

ええ。

司会者

じゃ、ちょっと質問の仕方変えますけど、要するに不十分だなという感じは、例えば時間切れだなとか、もうちょっといっぱい評議したかったのに、早く切り上げられちゃったなとかって、そういうイメージはありますか。どうですか。

3番

ないです。

司会者

評議が十分行われたというふうにお考えか、それとも不足だなと。どうですか。その辺りは。例えば1番さんが担当されたのは実質争点がありますわね。犯行態様。

こういう辺りの評議，十分な評議を時間取れたのか，あと量刑についてもその後話し合っているはずですよ。どうですか。時間的には十分だった，途中の尻切れとんぼということはなかった。

1 番

それはなかったと思います。結構けんけんごうごう皆さん意見を言い合って，量刑決めるときも，いろんな意見があって，何でそう思いましたかという理由をみんな述べていました。

司会者

何か6番さんはありますか。

6 番

今ちょっとその当時を思い出していて，私ども裁判長さんほか裁判官の方3人が非常にリードが上手というか，だったと僕は思います。だから，結果としては僕なんかも，裁判長がリードしていきますから，裁判長の言うところには，やはり私は自分の意見を明確に申し上げました。それは，実はその判決に書かれた文言というのは，これはもう検事の人が論告で使っている文言と同じ文言使っているわけです。つまり僕最初に，ちょっと失礼だったかもしれませんが，言ってはいけない言葉を言っちゃいましたよね。3者があらかじめ論点整理。だから，その論点整理の中でしか犯行の態様という部分を考えなかったんじゃないのかなって。それは，私がこの自分がかかわった中での最大の反省点というか。

司会者

そうすると，その辺りというのは，本当はもっと評議したかったなというふうに伺っていいんですか。

6 番

僕はしたかったです。

司会者

大方の御意見は，十分な評議ができていたというふうにお考えですけど，やはり

争点整理，過程で省かれちゃった部分というのをどうも感じる時があると，もうちょっとそこを詳しくやりたかったと，こういうことになりますかね。それは，争点整理の結果との関係で，どこまでできるかって今後また検討しなくちゃいけないんですけど，そういう御意見をいただいた。ちょっと話が何か技術論になっちゃうんですけども，評議というのは，1日だけですか，何日間ぐらいありましたか。2日にわたる評議というのはありますか。そうでもない。評議ね，2日間，3日間とやりますよね。そういうふうな評議というのは，前の評議というのが覚えているのかどうか，どういう工夫されているのかな。例えば私のとこなんかは，評議の結果を黒板に書いて，コピーをして，こういう評議をしましたねというのを紙に配って，前日までの評議の内容を次の日におさらいするんですけど，何かそういう工夫とか，もしくはそれによって前日の評議がリマインドできたかどうかというのはどうですか。数日間にわたる評議は何か問題を抱えていないかという話は，どうですか。どうぞ。4番の方。

4番

銘々の方が前日のことをちゃんと把握してしましてそれなりのことをやっぱり言っています。何番はどういうふうに思っていますとか。ですから，自分たちの場合はそういうコピーとか，そういうのはもらいませんでした。

司会者

そうすると，そういうメモなり何なりがないのに自分で，メモ取ったり記憶したりしていたということですか。

4番

自分の中で整理をしています。

司会者

ほかどうですか。ありますか。

3番

私たちの場合は，みんなで意見を言って，その前に裁判長が，こういう判決文は

こうなりますよってみんなに示したんです。

司会者

いつですか。いつ示したんですか。最後。評議が終わった後。

3番

明日の判決はこういう感じになりますよというちょっとした文章を言った。

司会者

粗筋みたいなことを言う。

3番

そしたら、ある裁判員が意見を述べて、その言葉はおかしいんじゃないかと言ったんです。そしたら、次の日には、法廷に出る前には直しましたからと言っていました。

司会者

じゃ、特に評議で何か困難があったとか、こういう点が問題だというのは何かありませんか。特にないですか。どうぞ。

2番

よかった点といった感じなんですけど、僕らの場合はすごく、意見がそんなに分かれなかったんです。評議日1日押さえたの、もう決まったから、いいやって繰り返して、1日削ったぐらいに早くみんな意見がまとまったので、みんなも意見が、裁判員で来たみんなもちゃんと意見が言える場だったので、分かんないときに、裁判官3人いたので、裁判長と裁判官2人ですか、ここはどうなんですかって聞いても、ちゃんと分かりやすい答えで返ってきたので、裁判長の方が、学校の先生じゃないですけど、じゃみんなの意見まとめるとこうだねみたいな感じで進めてくれたので、何かみんなが不満が残るというわけじゃなくて、みんなの意見を酌んで、じゃこうしようという……。

司会者

まとめるのが上手だったということですか。

2番

僕らの場合は全然不満はないというか、結構公判の途中、休憩結構挟んでくれたんで、ここは分かんないんですって、じゃ次こう聞いておこうとか、フォローは結構して下さったんです。

司会者

それは審理でね。

2番

審理のときに。なので、みんながもやもやしたまま結果が出るということは、僕らの裁判のときはなかったんです。すごく助かりました。みんな話がうまいというか、みんなの意見をちゃんと聞いてくれて、休憩中とか昼食中とか、みんな集まって、御飯食べているときに、私こう思うんだよねとかというのをぽろっと意見を、談笑みたいな感じを出しながらだったんで、ああ、この人はここに対してこういうふうな考えを持ったんだとか、お互いの意見交換が僕らの場合みんなできたので、ああ、この人はこういうところに対して深く考えたんだとか、自分が見落としていたこととかをお互いに言える雰囲気があったので、和やかな感じだったので、何か、えっ、おまえはそうなのかみたいな、もめる感じは全くなかったんで、何か雰囲気づくりはよかったなと、僕らのときは、思いました。

司会者

ありがとうございます。今度ちょっと量刑のことをお伺いしたいんですけど、争点が、当然事実上の争点があるなしにかかわらず、必ず最後量刑の話になっていくんですけど、さっきから出ているコンピューターで画面に似たような事案がばあつと出ますよね。あれは、どうぞ覧になりましたですか。一つには、ああいうのないと、参考にしないと、ピンポイントで何年と言いきいねというのがあろうかと思って、だからああいうのをお出ししているのはそういう意味だと思ってるんですが、だけどせっかく裁判員が入っているのに前の裁判参考にしちゃうと、自分たちの意見が反映されないんじゃないかというような、そういう気持ちはあるんですか。つま

りあのシステムをどういうふうにご覧になっているのか。邪魔だなというのか、あってもいいねとか。どうですか。あのシステムについて。

4番

自分らの場合は、そういうのはなかったです。

司会者

どうですか。ほかは、ご覧になっているんだろうと思うんですが。じゃ、2番の方、どうですか。どんなふうに説明がありましたか。このシステムはどのようなものだというのとは。

2番

2件の事件をまとめてやったので、けがさせたけど、例えば強盗が未遂で終わったのと、強盗はしたけど、けがさせなかったというふうで、どっちが重いのか、僕らは素人だから、分からなかったんです。結局どういうふうなのは何年ぐらいなのか、全く分かんなかったんで、例えば弁護士の人は何年をお願いしますと言われても、それが妥当なのか、全然分からなかったんです。そのときに裁判官の方が、パソコンで今までののが出せるんですよと教えてくれて、もし死んじゃっていたらもっと、もうすごく重いんだけど、生きていたしというか、けがもしなかった、こういうこっちの事件ではとかという話があったんで、全然うちらゼロからスタートするよりは、ふわっと、今まではこれくらいだったから、この範囲で考えてみましょうねというのが分かりやすく出ていたので。

司会者

それはそれでよかったですか。

2番

すごく助かりました。参考になったので。

司会者

ほかの方もどうですか。どうぞ。パソコンで似たような事案はどうですかって。

5番

やっぱり事例がないと、自分の基本もないんですけども、あれが出ることによって悩みの種がふえたという両面がありますよね。自分の場合は。以上です。

司会者

もうちょっと中身、もうちょっと詳しく。どういうことですか。

5番

だって、人に結論を出すということは、各自、各みんなそれぞれお悩みだと思いますけども、私はいまだに悩んでいますから、人それぞれで客体は違うと思いますけども、そういうことでやっぱり見ると消せないですよ。聞いたりしても。そうかといって、やっぱり自分の意見を、今までのお互いの意見を交わした中、事実関係を追って、自分でそれなりに結論を出さなきゃいけないわけですから、なくても困るし、あっても悩みの種がずっと出ていると、こんな感じですね、私は。

司会者

そういう意味じゃ痛し痒しなんですね。

5番

はい。

司会者

そうかもしれませんね。じゃ、いいですか。パソコンでの参考事例の量刑の資料というのは、非常に参考になったという方もおられれば、痛し痒しのところもあるんじゃないかという御意見も今いただきましたが、大体そんなところでしょうか。もう一点が、検察官の求刑というのをどういうふうにご覧になったのか、それについてどういう説明がありましたか。弁護人も参考意見を出しますけど、検察官は必ず論告の後、求刑というのをやりますよね。これはどういうものなんだという話、端的に言えば、例えば検察官が求刑が何年と言ったら、それ上回るような結論はどうなんだって、そういう議論したことがあるのかどうか。検察官の求刑ってどんな意味があるんだというふうに説明があったのか、それとも御自分たちでどう考えたのか。検察官の求刑についてどういうふうにお考えでしたか。もしくは、こういう

説明があったとか、何でもいいです。どうぞ。2番の方。

2番

僕らのときは、弁護士も検察も同じそのパソコンのシステム見て、こういうことが、こういう事件はこれくらいの年数だというのをあらかじめ知っていると言って。それにプラス・マイナスは多少した上で出してくると聞いていたので、だから例えばこの人は多いなとか思うことありましたが、ちゃんと理由も言っていたので、僕らのときグループだったんで、リーダー格だったから、悪いから、盛りますじゃないんですけど、年数盛りますじゃないんですけど、理由を言った上で出てきて、平均よりプラス多いんだなとかが分かったので、別にそんなに不満とかは特になく、みんながちゃんと理由があって年数を指示してくれたんで、悪いことしたんだから、いっぱい年数を盛っておこうという気持ちも、理由が分かったので。

司会者

お尋ねしたいのは、検察官が求刑を言いますよね、論告の最後に。あれはどういう説明か何かありましたか。これどういうものですか。検察官の参考意見です終わりですか。

2番

検察が何年を求刑しますということですよ。

司会者

そうです。

2番

その前後は、確かそのシステムを見たんですよ。どうやって出したんですかと確か聞いた気がするんです。

司会者

そんなような感じですか。

2番

はい。

司会者

ほかはどうですか。検察官の求刑について何か説明はなかったですか。検察官の求刑というのはこういうものですよとか。

8番

余り記憶もないんです。ただ、裁判員の制度やるに当たって、じゃその何年というのが本当にきちんと妥当なものなのかというさえ僕らが理解できるというか、そういうことをしてくれるのであれば、それはそれで全然いいのかな。

司会者

いいのかなという感じですか。特に余り意識はしていなかったということですか。

8番

意識はしていない。ただ、やっぱり冒頭陳述の件と、それから例えば求刑の件に関しても、初めはやっぱりお客さんなんですね、僕ら。ただ、それを審理をしていく中で、ああ、なるほど、なるほど。刑を科すというか、人を裁くことに対しての重さを何か理解していった、じゃこれが適切だよねというふうにやっていくんで、その初めの入り口を例えば検察官の方だったり、裁判官の方であったりがうまくリードしてくれればいいんじゃないかなと。

司会者

それじゃ、それに関連してお尋ねしますけど、量刑を決めるときに、最初に量刑の一般的な考え方、刑事手続をやっていく量刑を考えるときには、多分行為責任という言葉を使って説明していると思うんです。要するに反省しているとか被害弁償しているとかなんとかというんじゃないくて、どんな悪いことをやったのかという行為の責任について、その責任をとらせるのが量刑の判断の大枠だという説明をしているかなと思うんですけども、そういう説明はありましたか。あったかないかということと、それからよく分かりましたか。その辺りどうですか。最初に量刑評議しましょうといったとき、刑罰というのはどんなもので、量刑というのはどういうところに着目するのが正しいんだというような説明ですよ。こういうのが誰かしら

からあったのではないか。検察官も多分法廷で述べるはずだし、裁判所も、裁判官も評議の冒頭でそういう話をするんじゃないかと思うんですけど、量刑の一般的な考え方、行為責任、行為の責任をとらせるのが刑罰ですというような説明をしているんだと思うんです。どうですか。そういう説明があったかないか。もしくは、あっても分かったか分からないか。どうですか。どうぞ、7番の方。

7番

私たちのときは、それはなかったと思うんです。

司会者

ない感じがする。

7番

ええ。記憶がないんですよね。ただ、前例を、やっぱりさっき言われたとおり、パソコンで見て、この量刑はこういうものが今まで一般的にあったという説明は聞きました。それで、あと介護処置をしたとか、蘇生処置をしたとか、そのまま放置したとか、それで刑が変わってきますよという説明はありました。以上です。

司会者

ありがとうございました。どうですか。

5番

説明はありました。

司会者

そんなような説明というのは、どうですか。納得していただいたのか、分かんなかったとか、分かりにくいとか、どうですか、あの説明というのは。

5番

分かりにくいとか、そういうことじゃなくて、ありがたかったです。一つのよりどころで。

司会者

よりどころとしてね。やっぱりそれはあった方がいいということですか。

5 番

ええ。

司会者

ありがとうございました。ほかどうですか。自分のそのときにそういう話があったかないか。もしあったとしてもよく分からないねというか、なるほどねと思ったとか。どうですか。

4 番

納得ができるような話がありました。裁判長から。やっぱりかなりの年配の方で、経験積まれているんだなと思います。

司会者

そうですか。

弁護士

ちょっと先ほど判決の話がちらっと出たんですけど、皆さん判決書きというのは言い渡しの前に一度ご覧になられて、いろんなことを、あれっ、これちょっと違うんじゃないかとかというのは御意見述べられたりはできたんですか。改めて何か、もうちょっとここ書いてほしかったなみたいなところはありましたか。実際に評議をされた立場から、ここ、こんなに話したのに全然書いていないとか、そういったようなことは。

5 番

あのときは、ちゃんと一通り、こういうもので出しますからって皆さんにお伺いを立てて、みんな了解をとってから本物というか、そういうことを言っていましたから、それは、そういうことはきちっとしていました。

弁護士

ありがとうございます。

検察官

先ほど検察官の求刑の話があったんですけども、検察官、国としてといたします

か、公益の代表者としての意見、事件に対する刑の意見を述べる。公益の代表者としての意見ですよということで、裁判所でも尊重されて、説明されているというふうに伺ってはいたんですけど、検察官の求刑について、余りちょっと発言がなかったのので、どういうふうに思われていたのでしょうか。

司会者

5 番の方，どうぞ。

5 番

それと直接関係ないと思いますけど、先ほど来出ていましたけど、弁護人の意見というのが立場上少ないのは分かるんですけども、事件の内容や何か、もう少し、我々の立場としては、意見を言ってもらいたいなど、その状況が分からないだけに。ほかの裁判でも大体そういう傾向は強いんでしょうか。事件の内容で。検察官はその主体ですから、言うこと自体もボリュームがあるでしょうし、それに対してよっぽどの反論内容がなければ、弁護人はもう、意見は少ないというのは分かるんですけど、それにしても非常に違和感というか何か、非常に何か特殊な感じを自分では受けたんで、何か工夫はなされないのか、それとも今回のたまたま自分が当たった事件の内容がそうだったから、極端にそうだったのか。だけど、多少何人かの方に聞いたら共通項あるようですけど、そんなようなことがあったんで。

司会者

それと関連してですか。6 番の方。

6 番

私どもの弁護人の方は、私は非常にいい印象を持っています。パワーポイントとか使って、かつまた弁論も僕はよかったと思います。

5 番

そういうことを聞けただけでも。ただ、私どものときは、本人が一言もしゃべらないから、立ち上げができないというような、そういう特殊な事情もあったと思いますけど。

司会者

じゃ、個別事件ごとだということがよく分かったということによろしいですかね。ありがとうございました。それでは、何かほかに、今までお話しした以外に、何かこれだけはこの機会に言っておいたほうがいいなとか、何かありますか。

3番

最後ですんで、ちょっと感じていることなんですけど、最近オウムの裁判に裁判員を入れましたよね。あれを見ていて、本当に気の毒、選ばれた人は気の毒だと思うんです。ああいうでっかい、本当に大きい裁判のときは、やっぱり一般人は難しいかなと、私はそう思っています。結局期間もあれだけとられて、気の毒ですよ。

司会者

ありがとうございます。今の点については、多分見直しをしているところじゃないかな。法律が変わる。可能性はありますね。今検討しているとかというので、御指摘のとおりだと思いますので、そういう御意見があるということで書いておきます。

4番

似ているかもしれないんですけど、尼崎の事件も長いところでやられているんですよ。やっぱり裁判員も半年が限界じゃないかと。その辺を考えていただきたいのと、あと1審で死刑になっても2審でやっぱり変わるんじゃ、裁判員が何のために評議をするのかなって。やっぱりそこがちょっと裁判員減るのもあるんじゃないのかな。

司会者

その点についてもいろいろと裁判所としても考えるところはたくさんあるんですけど、それがなかなか伝わっていないということですかね。分かりました。ありがとうございます。じゃ、5番の方。

5番

この席で議題にはならないと思うんですが、一番今日これが知りたいんで、これ

は出席されているメンバーの方の意見をちょっと聞きたいんですが、これ参加したことによって、いい意味でも、悪い意味でも、後遺症は持っているのか、持っていないのか。それを・・・。

司会者

これというのは裁判員。

5 番

いや、差し支えない程度に聞かせてもらおうと、非常に自分のよりどころにどうか、参考になるので、私は今でも多少尾を引いているんですが。

司会者

引きずっていると。それは裁判員裁判に参加してですね。

5 番

はい。

司会者

どなたか何か意見ありますか。どうぞ。

6 番

やはり私は引きずっています。言うべきときにやっぱり言うべきだったのかなというところはあります。以上です。

司会者

ありがとうございました。それじゃ、本当に長い間いろいろと忌憚ない御意見、本当にありがとうございました。じゃ、これで終わりにいたします。ありがとうございました。